資料１－１（参考）

独立行政法人の評価について

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（ポイント）【平成27年4月1日施行】

ＰＤＣＡサイクルが機能する目標・評価の仕組みの構築

- 総務大臣は、目標・評価に関する指針を策定。
- 主務大臣は、指針に基づいて目標を設定・指示し、毎年度、業績評価を実施。
- 総務省の独立行政法人評価制度委員会は、主務大臣の目標案、中期目標期間の見込評価を点検。

評　価　の　ス　キ　ー　ム

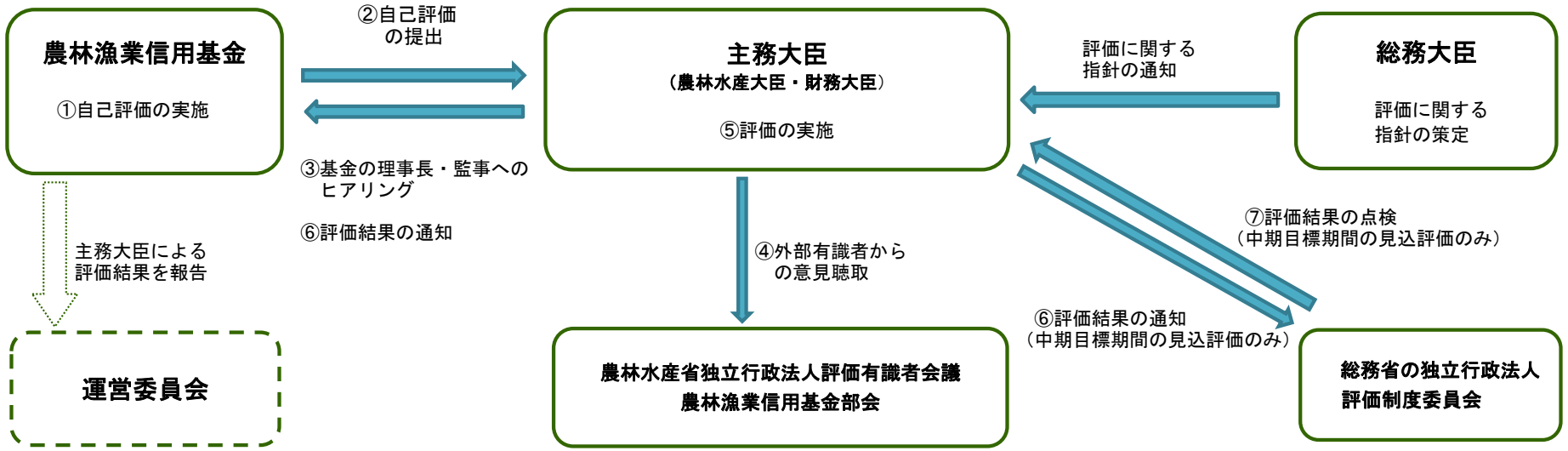

評　価　の　流　れ

〇年度評価の流れは以下のとおり。中期目標期間（見込・実績）も同様の方法により実施。

【評価項目】

〇中期目標で定めた項目を単位として、評価項目を設定。

【 項目別評価 】

〇　中期目標の達成状況、中期計画の実施状況等を考慮し、評価項目毎に、５段階の評語（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）による評定を付す。**「Ｂ」を標準とする。**

【 定量的目標を設定している項目 】

対目標値の達成度合	評定
120%以上で顕著な成果がある	S
120%以上	A
100%以上120%未満	B
80%以上100%未満	C
80%未満	D

【 定量的目標を設定している項目（困難度「高」の場合） 】

対目標値の達成度合	評定
100%以上で顕著な成果がある	S
100%以上	A
80%以上100%未満で業務改善の取組が実施	B
80%以上100%未満で業務改善の取組が未実施 80%未満で業務改善の取組が実施	C
80%未満で業務改善の取組が未実施	D

【 定性的目標を設定している項目 】

所期の目標を大きく上回る顕著な成果があった	S
所期の目標を大きく上回る成果があった	A
所期の目標の水準を満たしている	B
所期の目標の水準を満たしていない	C
所期の目標の水準を満たしておらず、抜本的な改善を要する	D

【 総合評価 】

〇項目別評定を基礎とし、法人全体の状況について、記述による評定及び５段階の評語（Ｓ、Ａ、Ｂ、Ｃ、Ｄ）による評定を付す。

１．小項目の評価の集計に当たり、小項目に含まれる小々項目の項目数に重要度が高い業務を含む小々項目の項目数を加えたものに２を乗じて得た数を基準として、５段階評価で行う。その際、重要度が高い業務を含む小々項目については、点数に２を乗じるものとする。

小々項目の合計数値の割合（基準となる数値との対比）	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点

２．中項目の評価
小項目に準じて5段階評価を行う。

小項目の合計数値の割合（基準となる数値との対比）	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点

３．大項目の評価
中項目に準じて5段階評価を行う。

中項目の合計数値の割合（基準となる数値との対比）	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点

４．総合評価
大項目に準じて5段階評価を行う。

大項目の合計数値の割合（基準となる数値との対比）	120%以上で顕著な成果がある	S	4点
	120%以上	A	3点
	90%以上120%未満	B	2点
	50%以上90%未満	C	1点
	50%未満	D	0点